平成２６年（フ）第２４４号
相模原市中央区水郷田名３丁目３番８―707号　加藤方
債務者　福川千恵美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９１号
岐阜県土岐市泉町定林寺437番地
債務者　澤田　　彰
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２２５号
静岡県田方郡函南町塚本952番地の８　セジュール952―103
債務者　相澤　政一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
静岡県熱海市上多賀466番地の１　コーポサカヤ103、前住所静岡県熱海市下多賀364番地の４
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
静岡県御殿場市萩原234番地の２　フレグランス御殿場102
債務者　勝又　　厚
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３０号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第２住宅１棟1013号
債務者　平野　恵利
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５５号
京都市伏見区納所町280番地
債務者　嶋田由美子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２８号
京都市右京区西院月双町４番地　プラザ篠103
債務者　篠島　京子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５８号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地　29棟402号
債務者　月生　亜矢
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８６１号
京都市伏見区深草キトロ町109番地３　メゾン藤森Ａ棟106号
債務者　景山　冨貴
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９９号
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町46番地13
債務者　並川　雄次
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２７号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字隠谷38番地の６
債務者　芝田　勝幸
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９５０号
京都市伏見区久我本町９番地12、前住所京都市伏見区久我御旅町６番地161
債務者　林　　久美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６０号
京都市右京区西京極東大丸町24番地の１　ハイツブルーバルーン
債務者　足立　恵二
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６１号
京都市伏見区深草向川原町18番地２　メゾン山幸102
債務者　安本　義次
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
京都府綾部市神宮寺町蟹田13番地の１
債務者　山﨑　順子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
堺市南区檜尾1368番地
債務者　奥野　　一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係